

オムロン健康保険組合からのお願い



- 医療機関にかかるとき、また月に1度は、必ず「保険証」を提示してください。
- 万が一の事態に備え、外出時には、必ず「保険証」を携帯してください(旅行や行楽、帰省等)。
- 「保険証」を提示せずに医療機関を受診された場合は、原則、全額自己負担です。後日、オムロン健康保険組合に健康保険組合分を請求されても返金できない場合があります。
- 「高齢受給者証」「限度額適用認定証」をお持ちの方は、「保険証」と一緒に必ず医療機関へ提示してください(窓口負担額が変わる場合があります)。
- 保険証の内容に変更があった場合は、速やかに(原則5日以内)手続きしてください(被扶養者の就職や結婚など)。

以下に該当する場合は、「保険証」を使って
治療を受ける前に必ずご連絡ください。

連絡なく後ほど判明した場合は、すでに支給した給付金を返還いただく場合があります。

1. 業務上、通勤途上の病気やケガ(いわゆる、労災、通災にあたるもの)
2. 日本スポーツ振興センターに災害給付金を申請する場合
(学校の管理下で発生した病気やケガ)
3. 2.以外でも学校の保険で治療費が支給される場合
4. 犯罪、ケンカ、泥酔、交通事故などによる病気やケガ



医療費が高額になった方で、国や市区町村から医療費が補助される場合(子ども医療費助成、障害者医療費助成、福祉医療費助成など)、補助が優先となりますので事前に必ず当健保へご連絡ください。

健康保険のしくみと概要



健康保険は職場で働く人と会社が保険料を負担し、加入者本人やその家族の病気やケガ、出産や死亡に対して必要な医療や手当金などの給付を行うしくみになっています。つまり、安心して働くために法律に基づいてつくられた国の制度のことで、

健康保険組合は、この制度を国に代わって運営*しています。

オムロン健康保険組合では、さらに一步進んだ手厚い医療給付や病気の予防、健康増進のための独自の事業を行っています。

*介護保険料についても、40歳以上65歳未満の被保険者から徴収しています。

CONTENTS

<p>【私たちの「健康保険」のしくみと概要】 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健康保険組合とは ● 健康保険に加入する人とは ● 標準報酬月額について ● 保険料について ● 「保険証」が使えないとき、使えるとき ● こんな時は、速やかに手続きが必要です ● 退職後の保険について ● コラム 知っていますか?「高額医療費の払い戻し」 	<p>2. 保健事業についてもっと知りたい 11</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「健康ポイント」プログラム ● 機関誌発行 ● ホームページ ● 医療費通知・給付金のお知らせ ● 家庭用常備薬 ● 「育児雑誌」プレゼント
<p>【皆さまの「健康維持増進」のための保健事業】</p> <p>1. 病気を予防したい 7</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 家族向け健康診断 ② 人間ドック ③ 郵送によるがん検診 ④ 定期健康診断同時がん検診 ⑤ 無料歯科検診 ⑥ 特定保健指導 インフルエンザ予防接種費用補助 ● コラム 人間ドックの申込方法 健診に関するよくあるご質問 	<p>健保の主な事業 年間予定表 13</p> <p>標準報酬・保険料表 14</p> <p>健康保険はこんなときにお支払いします 15</p> <p>よくあるご質問 17</p> <p>整骨院・接骨院にかかるときの注意 18</p>

私たちの「健康保険」のしくみと概要

当健保ホームページでは、より詳細に、また最新情報を掲載していますので合わせてご確認ください。

オムロン健康保険組合 検索

健康保険組合とは

1 当健保は、国に代わって健康保険を運営します。

民間企業の健康保険を運営する保険者には、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）と私たちが加入している健康保険組合があります。健康保険組合は、独自の立場で**手厚い保険給付**や**健康づくり事業**を行うことができます。

2 健康保険の事業には、次の2つがあります。

① いざという時の保険給付事業

法律で決められた法定給付と、当健保が独自で行う付加給付*があります。

※資格喪失後（退職など）の方に付加給付は支給されません。

② 健康づくりのための保健事業

病気の予防や健康習慣づくりのための事業などです。

3 健康保険には事業主（会社）単位で加入します。

被保険者の資格は就職した日に取得し、**退職または死亡した日の翌日に資格を喪失**します。

4 健康保険に加入すると「健康保険被保険者証」を発行します。

通常「保険証」と呼び、**医療機関にかかる時に必ず必要**です。

また、当健保が扶養認定した家族にも「保険証」が発行され、医療機関にかかれます。

※対象となる扶養家族がいる方は、当健保に届出が必要です。

健康保険に加入する人とは

被保険者 本人

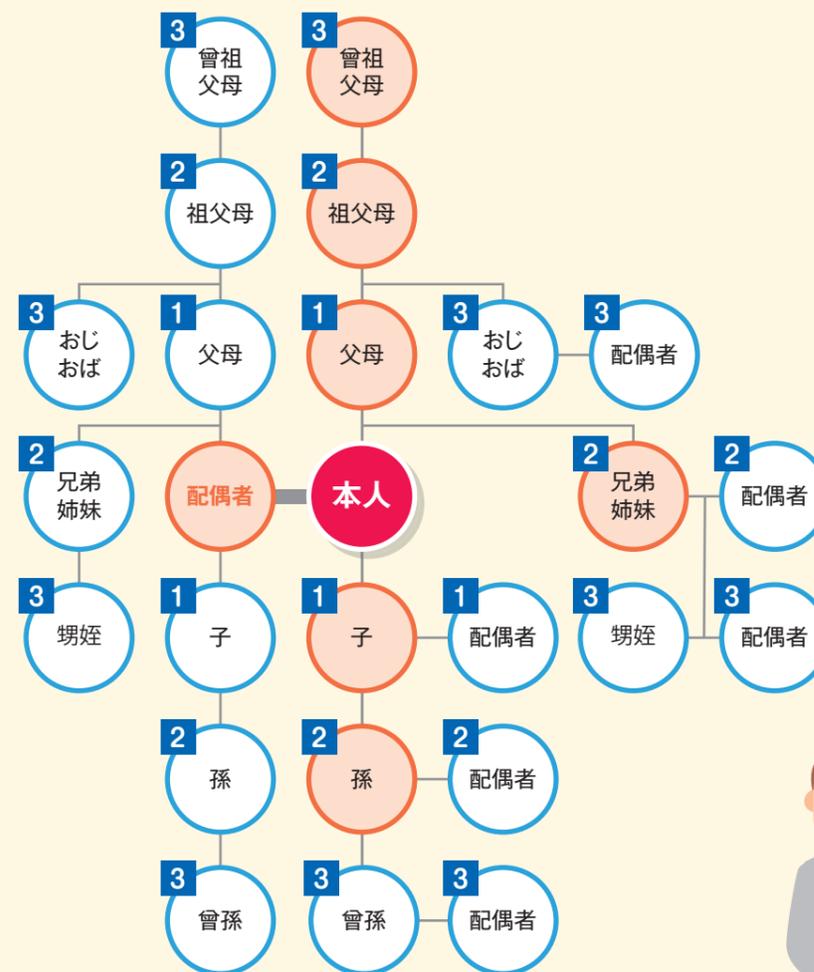
健康保険料を払って健康保険に加入している人を「被保険者」と言います。新たに入社された方は入社日から被保険者となりますので、今まで加入していた健康保険から変更する手続きが必要です。

被扶養者 扶養家族

健康保険には本人だけでなく扶養家族も加入でき、保険給付が受けられます。これを「被扶養者」と言い、扶養家族として認められるには右記の条件を満たす必要があります。

- 主として被保険者（本人）の収入によって生活をしていること
- 75歳未満の3親等以内の親族（同居／別居の条件あり）

扶養の範囲



■ 親等数をあらわす

○生活維持関係は必要だが同居でも別居でもよい人

- 配偶者
- 子、孫、兄、姉、弟、妹
- 父、母、祖父、祖母などの直系尊属

○生活維持関係と同居が条件の人

- おじ、おば、甥、姪とその配偶者
- 子、孫、兄弟または姉妹の配偶者
- 配偶者の父、母、連れ子
- その他の3親等内の親族



被扶養者の収入条件

扶養になれる方

年間収入* **130万円未満**（日額3,611円以下、月額だと108,334円未満）であること。
ただし60歳以上および障害年金受給者の場合、年間収入* **180万円未満**（日額4,999円以下、月額だと150,000円未満）であること。

※年間収入には年金や株、家賃収入等の全ての収入を含む。

同居の場合

扶養したい家族の年間収入が被保険者の年間収入の1/2未満であること。

別居の場合

扶養したい家族の年間収入より多い額を定期的に送金していること。

▲手渡し不可

年間収入とは、この先1年間の見込収入を意味します。勤務形態等の変更により、今後の収入が条件金額を超える場合は扶養家族となれません。



標準報酬月額について

毎月の健康保険料は収入に応じて決まります。常に変動する報酬に対し、**健康保険料を計算しやすくするための基準となる額**を決めたものが「標準報酬月額」です(50等級に分かれています)。標準報酬月額の見直しは定時決定と随時改定があり、保険料もそれに依りて変わります。

定時決定

毎年1回、4月～6月の報酬の平均額で決定し、その年の9月から翌年8月まで使われます。

随時改定

昇給などで報酬(固定的賃金)が大幅に変わり、以後3か月間の報酬平均額の属する等級が、変更前と2等級以上変動(プラス、マイナスとも)があった場合は、次の定時決定を待たずに4か月目から改定されます(例:4月昇給の場合、7月分から改定)。

保険料について

被保険者と事業主とで負担します。

当健保の健康保険料は、**標準報酬月額の1000分の90**です(2018年度)。賞与(上限:573万円/年)からも同率を徴収します。ただし、被保険者から徴収する健康保険料は1000分の35.85であり、残りの1000分の54.15を事業主が負担しています。なお、保険料率1000分の90の中には高齢者などの医療を支える特定保険料[※]率が含まれています。(P.14参照)

※特定保険料:全国高齢者の医療を支える費用(後期高齢者支援金・前期高齢者納付金・退職者給付拠出金等)

健康保険料

介護保険料

40歳以上65歳未満の被保険者から健康保険料と合わせて徴収します。

介護保険料率は**標準報酬月額および標準賞与額の1000分の16**です(2018年度)。被保険者と事業主が1000分の8ずつ負担します。事業主は健康保険料と介護保険料を給料から控除し、納める責任があります。(P.14参照)

よくあるご質問

Q 扶養家族がいると保険料は高くなりますか?

A 扶養者がいても保険料は高くなりません。健康保険組合では被保険者の方のみ保険料を徴収し、被扶養者は被保険者の保険料でまかっています。介護保険料も同様の考え方で運用しています。

保険料は月単位で計算されます。途中で加入した時も1ヵ月分の保険料を納めなければなりません。ただし、退職して被保険者の資格を失った月(退職や死亡した日の翌日を含む月)は保険料を納める必要はありません。保険料は事業主が給料の中から前月分を控除し、事業主分と合わせて当健保に毎月納めます。



「保険証」が使えないとき、使えるとき

病気やケガの原因によっては、「健康保険」で治療を受けることができないものがあります。誤って保険証を使い治療を受けられた場合、支給した医療費や給付金を返還いただきますので十分ご注意ください。

使えないとき

業務上、通勤途上のもの(労災、通災)



業務上、通勤途上の事故による病気やケガは、労働基準法による補償や労災保険で医療機関を受診することになり、保険証は使えません。速やかに上司や人事総務担当者に報告してください。

■治療費は全額労災保険で補償されます。

■**労災・通災になるかどうかは自分で判断せず、事業所総務に相談を!**

■当健保ホームページに、詳細な「業務上、通勤途上の事故事例」を掲載していますので、ご参照ください。

病気、ケガといえないもの



- 単なる疲労や倦怠
- 美容整形や近眼の手術、歯科矯正
- アザを取るなどの先天的な皮膚の治療
- 予防接種
- 経済上の理由による人工妊娠中絶
- 正常な妊娠、出産
- 健康診断、人間ドック

P.18「整骨院・接骨院にかかるときの注意」も合わせてご確認ください。

使えるとき

交通事故によるもの



交通事故によるケガは「健康保険」で治療を受けることができますが、**あらかじめ当健保へ連絡し**、「第三者の行為による傷病届」の提出が必要です。本来、発生した治療費は加害者が負担すべきものです。よって、後日、当健保から加害者や保険会社へ医療費を請求します。

犯罪やけんかなどによるもの



原因によっては、保険給付の一部制限や、全く支給されないことがあるため、犯罪やけんか、泥酔などにより医療機関を受診した場合は、**速やかに当健保にご連絡ください。**

ご参考

保険証を使えるが、給付金が制限される場合

- 国や市区町村から公費が支給される場合(乳幼児助成、特定疾患、障害者など)
- 学校の活動中の病気やケガ

こんな時は、速やかに手続きが必要です

保険証を紛失、き損した時

保険証の再交付申請が必要
紛失した場合は、警察に届け出をしましょう。

被保険者(本人)に変更があった時

結婚などで氏名が変更した場合に申請が必要

被扶養者に変更があった時

- 子供が生まれた
- 被扶養者が就職
- 被扶養者の年間収入が収入条件を超過する見込み
- 被扶養者が結婚
- 被扶養者が死亡

退職後の保険について

退職すると、その翌日(資格喪失日)に**当健保の被保険者としての資格が無くなります**。日本は、国民皆保険制度(すべての日本国民はなんらかの医療保険に加入する)のため、以下のいずれかの制度に加入することになります。

オムロン健康保険組合	特例退職保険	日本に住み票があり、かつ老齢厚生年金*受給権者で下記条件を満たす方は74歳まで加入できます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 20年以上、当健保の被保険者であった方 </div> または <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 40歳以降10年以上、当健保の被保険者であった方 </div>
	任意継続保険	被保険者期間が連続して2ヵ月以上ある方(最長2年間加入可能)
健康保険組合・協会けんぽ・共済組合など	<ul style="list-style-type: none"> ● 就職した場合 ▶ 就職先の保険に加入 ● 家族が加入している保険の被扶養者になる場合 	
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記保険制度に加入しない場合や自営業で自活する場合 ▶ 居住市区町村の国民健康保険に加入 	

*「老齢厚生年金(報酬比例部分)」の支給開始年齢は、2025年度まで段階的に65歳に引き上げられています。生年月日や厚生年金の種類および男女の区別によっても支給開始年齢が異なります。詳細は厚生労働省、日本年金機構のホームページでご確認ください。
 年金支給の引き上げに伴い、すぐには特例退職保険への加入ができない場合があります。その際は、オムロンの任意継続保険もしくは国民健康保険へご加入ください。

「健康いきがづくり教室」の案内 特例退職者対象

セカンドライフをより豊かに…

日帰り、宿泊、施設・工場見学など、多くの企業OBが集い交流するイベントが開催されています。参加者から健康増進にもつながると好評です。

※参加に際して当健保からの費用補助はありません。

詳しくは「健康いきがづくり教室」で検索!

健康いきがづくり教室
 URL: <http://www.kenkolife.org/>



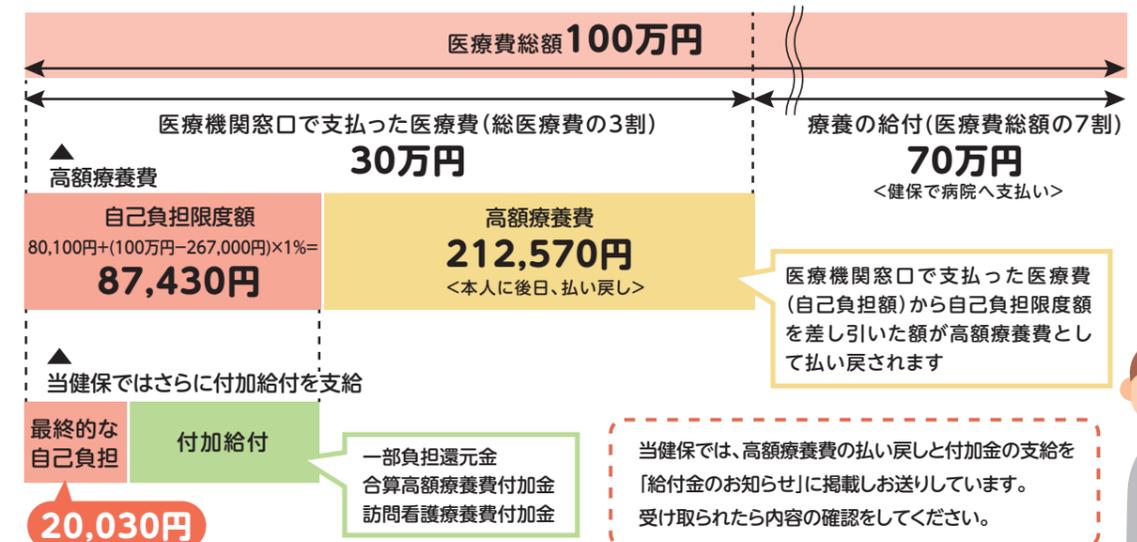
知っていますか? 「高額医療費の払い戻し」

安心してください

高額な療養費を支払ったとしても後日、払い戻しされます。

病気やけがで入院したときなど、医療費が高額になったとしても、自己負担する金額には標準報酬月額に応じて上限が設けられているため、超えた額(「高額療養費」といいます)は健康保険組合から後日、払い戻しをしています。さらに当健保では、自己負担限度額に対して独自の付加給付制度を設けているので、付加給付金として払い戻しています。高額療養費と付加給付金が発生した場合、その費用は当健保で自動計算した上で、受診月の3ヵ月後以降(4ヵ月以降となる場合もあります)、社員には給与口座に、OBには登録の保険料引落とし口座に振り込まれます。
 なお、医療機関窓口での支払いを一時でも自己負担限度額までに抑えたい場合は、「限度額適用認定証」の申請書を健保に提出し、交付された認定証を支払時に提示してください。「限度額適用認定証」は、所得の区分を確認するためのものです。窓口で支払処理前に提示しないと役目を果たしませんのでご注意ください。

計算例 1ヵ月の医療費の自己負担額が30万円かかった場合
 条件:70歳未満の場合、本人(標準報酬月額28~50万円)、
 保険対象外(入院時の食事代、居住費、差額ベッド代など)は除く



※ご家族の場合は付加金の計算が異なるため、自己負担額は変わります。

皆さまの「健康維持増進」 のための保健事業



健康診断・人間ドック・がん検診等〈年代別一覧〉

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代			
被保険者 (社員)			⑥ 特定健康診断(事業主の法定健診と同時)							
		大腸がん	35歳	40歳以上74歳以下(毎年)						
		胃がん	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
		前立腺がん		50歳~74歳(毎年):男性						
	乳がん*		41歳~73歳(奇数年齢):女性							
被扶養者(扶養家族)		① 家族向け健康診断(特定健診含む)								
特例退職被保険者 任意継続被保険者 (OB)		① 家族向け健康診断(特定健診含む)								
全員	⑤ 無料歯科検診									
	② 人間ドック									
	③ 郵送によるがん検診									
	⑥ 特定保健指導									

※乳がん検診は会社で受診できるよう、各社と協力し導入を進めています。
未導入の会社でかつ対象者は乳がん検診を含む人間ドックを受診することで、乳がん補助(上限8,000円)を受けられます(P.11参照)。

病気を予防したい

生活習慣病を予防するために、法律で定められた**特定健診・特定保健指導**を実施しています。

(社員の特定健康診断は事業主が実施)

また、疾病の早期発見による**重症化予防**および、**健康増進**を目的として以下の事業をおこなっています。

① 家族向け健康診断(特定健診)	対象	OB、18歳以上の扶養家族
	期間	4月下旬~9月末迄(近畿地区の巡回型は12月末迄)
	受診制限	1回/年度
	健診内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 身体計測 ■ 血圧測定 ■ 尿検査 ■ 心電図検査 ■ 血液検査 ■ 内科一般診療
	費用	基本検査 無料 *がん等のオプション検査は有料(一部補助)
	申込方法	詳細は「家族健康診断ガイドブック」をご覧ください。(毎年GW頃送付)
ご注意	●オムロングループ社員は受診できません。会社の定期健康診断を受診してください。	



社員が定期健診を受診するように、OBと家族も家族向け健康診断を受けましょう

オムロン健康保険組合では、加入者の健康維持、疾病の早期発見のため、施設に出向く受診スタイルから家庭で都合の良い時に受診するスタイルまで、さまざまな健診(検診)を提供しています。年に一度は自身と家族のヘルスチェックを実施しましょう。

※受診日に資格を喪失されている方、扶養から外れた方は受診できません。

② 人間ドック	対象	30歳以上の社員、OB、扶養家族
	期間	4月~翌年3月末迄
	受診制限	1回/年度
	検診内容	検診機関を選択 ※但し、日帰り&脳ドックのみ
	費用	総額の8割(上限45,000円)を補助
申込方法	詳細はP.10をご覧ください。	

③ 郵送によるがん検診	対象	30歳以上の社員、OB、扶養家族
	期間	4月~翌年3月末迄
	受診制限	1検査 1回/年度(複数同時受診可)
	検診内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大腸がん ■ 肺がん ■ 胃がんリスク ■ 前立腺がん ■ 子宮頸がん①細胞診 または ②HPV ■ 乳がん自己触診
	費用	返送時の切手代のみ
申込方法	当健保ホームページ内「郵送によるがん検診」からお申し込みください。	

④ 定期健康診断同時がん検診	対象	社員 ※健診種類別に対象年齢設定あり														
	期間/申込方法	各社担当者から案内														
	検診内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検診の種類</th> <th>対象年齢(当年度末の年齢)</th> <th>検査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大腸がん</td> <td>35歳、40歳以上74歳以下(毎年)</td> <td>キットに便を自己採取し、定期健診時に提出</td> </tr> <tr> <td>胃がんリスク</td> <td>35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳</td> <td>血液検査(定期健診時、同時)</td> </tr> <tr> <td>前立腺がん</td> <td>男性かつ50歳以上74歳以下(毎年)</td> <td>血液検査(定期健診時、同時)</td> </tr> <tr> <td>乳がん(※)</td> <td>女性かつ41歳以上73歳以下(奇数年齢)</td> <td>マンモグラフィ</td> </tr> </tbody> </table>	検診の種類	対象年齢(当年度末の年齢)	検査方法	大腸がん	35歳、40歳以上74歳以下(毎年)	キットに便を自己採取し、定期健診時に提出	胃がんリスク	35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳	血液検査(定期健診時、同時)	前立腺がん	男性かつ50歳以上74歳以下(毎年)	血液検査(定期健診時、同時)	乳がん(※)	女性かつ41歳以上73歳以下(奇数年齢)
検診の種類	対象年齢(当年度末の年齢)	検査方法														
大腸がん	35歳、40歳以上74歳以下(毎年)	キットに便を自己採取し、定期健診時に提出														
胃がんリスク	35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳	血液検査(定期健診時、同時)														
前立腺がん	男性かつ50歳以上74歳以下(毎年)	血液検査(定期健診時、同時)														
乳がん(※)	女性かつ41歳以上73歳以下(奇数年齢)	マンモグラフィ														
費用	無料															

(※)乳がん検診は、2016年4月より、会社で受診ができるよう各社と協力し導入を進めています。未導入の会社でかつ対象者は、乳がん検診を含む人間ドックを受診することで、乳がん補助(上限8,000円)を受けられます。

⑤ 無料歯科検診	対象	社員、OB、扶養家族	期間	いつでも可
	検診内容	■ 一般歯科 ■ 矯正相談* ■ 審美歯科治療相談* ■ インプラント治療相談* *受診医院に限られます。		
	費用	無料(治療を要する場合の診療は有料)		
	申込方法	「歯科検診センター」で検索 <input type="text" value="歯科検診センター"/> <input type="button" value="検索"/>		
	ご注意	● 無料検診は提携歯科医院に直接申し込んでも受けられません。必ず歯科検診センターを通してお申し込みください。 ● 歯石除去といった二次検診、診察治療には費用が発生します。		

⑥ 特定保健指導	対象	35歳以上の社員、OB、扶養家族のうち、厚生労働省基準の指導レベル該当者		
	期間	健診受診後6カ月間		
	実施方法	社員 ▶ 各社担当者から案内 OB、扶養家族 ▶ 委託先から案内		
	費用	無料		
	指導内容	メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための指導		

インフルエンザ 予防接種費用補助	対象	社員、OB、扶養家族		
	受診制限	1回/年度		
	費用	上限2,000円まで補助 ※ただし、市区町村から補助がある方は、2,000円から市区町村の補助額を引いた金額を補助しています。		
	申込方法	当健保ホームページ内「インフルエンザ補助申請」からお申し込みください。		

健康診断結果のコピーを送付してください。

健康保険組合は、厚生労働省より加入者の健診結果の把握を義務付けられています。当健保では、40歳以上の受診状況について加入者の健診受診状況の管理を行っています。40歳以上の方でパート・アルバイト勤務先の健康診断を受診されている方は、健診結果のコピーの送付をお願いします。



送付先

〒600-8530 京都市下京区小路通堀川東入
オムロン健康保険組合 家族健診担当(宛)
社内便 ロケーション：K / 部門：健保 / 担当：家族健診担当

人間ドックの申込方法

コース・オプション ①～③のいずれか1コースを選択

- ① ハピルス人間ドックA または、ハピルス人間ドックA + オプションメニュー
- ② ハピルス生活習慣病健診B1 または、ハピルス生活習慣病健診B1 + オプションメニュー
- ③ オプションメニュー単体

オプションメニュー 下記から選択

- ・ 乳がん検査
- ・ 胃がんリスク検診
- ・ 脳ドック
- ・ 前立腺がん検査
- ・ 大腸ドック
- ・ 子宮がん検査
- ・ 消化器系がん腫瘍マーカー
- ・ 肺ドック
- ・ 卵巣がん検査
- ・ B型/C型肝炎検査

※上記以外のオプション検査は補助対象外となります

対象者

オムロン健康保険組合の30歳以上(年度末時)の被保険者および被扶養者で、受診日にオムロン健康保険組合の資格がある方

費用

自己負担:受診料総額の2割
(当健保補助額(受診料総額の8割)が45,000円を超える場合は、その部分全額自己負担)
受診料総額(消費税含む)には、オプション検査料を含む。

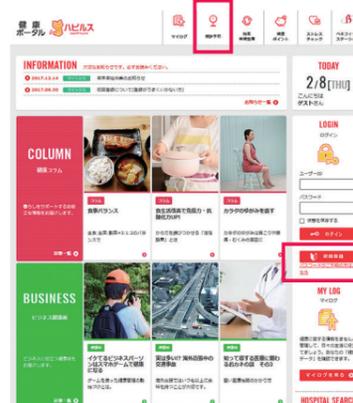
コース詳細については
Webサイトで
ご確認ください



利用方法

- 1 当健保ホームページ
人間ドック経由で
健康ポータルへログイン、
健診予約へすすむ
※初回ログイン時は登録が必要
※保険証をお手元にご用意ください
- 2 健診機関を探し、
予約する
希望のエリアやコース、金額、その他「女性医師がいる」等こだわり条件で検索できます。病院予約と同時に、健保への補助申請も完了!
- 3 受診後、
検査結果が到着する
健診結果が約1～2ヵ月後に
利用者の手元に届きます。
Web上のマイカルテにも
検査結果が反映されます。

所要時間：5分程度



乳がん検診追加補助

対象：41歳～73歳の奇数年度の女性被保険者

乳がん検診費用(上限8,000円)を追加補助します。人間ドック同様、病院予約完了時に健保への補助申請が完了します。当日は、乳がん検診以外の人間ドック必要費用、および乳がん検診上限超過分について、窓口でお支払いください。

健診に関するよくあるご質問

Q 定期健診でがん検診の受診対象者ですが「郵送によるがん検診」を受けてもいいですか？

A 同年度に両方を受診する必要はないので、「定期健康診断 同時がん検診」を受診してください。

Q 私の会社では乳がん検診を受診できません。どうすればいいですか？

A 当健保では会社で受診できるよう、各社と協力して乳がん検診の導入を進めています。未導入でかつ対象者※は、乳がん検診を含む人間ドックを受診することで、乳がん補助(上限8,000円)が追加申請できます。
※女性かつ、当年度に41歳以上73歳以下で奇数年齢に該当する社員が対象です。
詳細は、当健保ホームページの「人間ドック」コーナーをご確認ください。

Q 会社での子宮頸がん検診は行わないのですか？

A 子宮頸がん検診については、会社での実施が難しいことから行っていません。希望する場合は「郵送によるがん検診」「人間ドック」「市区町村のがん検診」等を受診してください。

保健事業についてもっと知りたい

「健康ポイント」プログラム

「健康ポイント」プログラムは会社と連携したコラボ事業で、健康活動につながる「きっかけ」と「習慣化」を提供し、楽しく活動が続けながらポイントを貯めて商品交換できるWeb上のプログラムです。健康に興味・関心を持って、積極的に健康づくりに取り組んでいただくことを目的としています。



STEP 1 ▶ 行動目標を立てる

日常生活で取り組める行動メニューを自分で選択(複数可)。

僕は外食多めだから夜の食事を気をつけよう!



STEP 2 ▶ ポイントを貯める

選んだ行動を日々取り組み、記録してポイントを貯める。

活動する!



STEP 3 ▶ 商品交換

貯めたポイントは様々な商品やベネポに交換が可能。

使う!



※写真はイメージです。

機関誌発行

「Healthy オムロンニュース」を適宜発行し、社会保険制度の情報、保健事業の詳細、保健衛生の知識や健康維持増進へのきっかけ等をお知らせしています。



ホームページ

申請条件や制度説明、保健事業の紹介等を行っています。

URL : <http://www.omron-kenpo.org/index.html>

- 法律改正に伴う最新情報は、当ホームページでご確認ください。
- 帳票関係は、「ダウンロード」から印刷してご利用ください。



医療費通知・給付金のお知らせ

「医療費」「給付金」ともに最新情報はWebでチェックできます!

当健保ホームページ「医療費のお知らせ」からIDとパスワードを入力【毎月20日更新】

- 給付金も「医療費のお知らせ」に併記されます。
- 紙の「医療費のお知らせ」は9月と2月にお届けしています。

! 平成29年分の確定申告から、医療費控除の申告の際に「医療費のお知らせ」(原本のみ・再発行不可)の利用が可能になりました。
詳細は当健保ホームページでご確認ください。

医療費・保険給付金のお知らせ

氏名	生年月日	診療年月	診療日数	診療区分	医療機関	医療費の総額	健康組合が支払った額	国・市区町村が支払った額	病院の窓口で支払った額	給付区分	給付区分	種類	金額
平成29年02月分													
本人	H11.01.01	H29.11	1	既外	〇〇〇〇伊豆	6,740	4,718	0	2,022	第1	第1	一部負担完全	0
本人	H11.01.01	H29.11	1	調剤	〇〇〇〇薬局	78,878	49,699	0	21,261	第1	第1	一部負担完全	0
妻	H11.01.01	H29.11	1	既外	△△クリニック	9,590	6,671	0	2,919	第1	第1	一部負担完全	0
妻	H11.01.01	H29.11	1	調剤	△△薬局	2,910	1,617	0	693	第1	第1	一部負担完全	0
平成29年02月分合計						89,458	62,615	0	26,835	あなたに給付する金額		0	0
総 合 計						89,458	62,615	0	26,835	あなたに給付する金額		0	0

家庭用常備薬

いざという時の備えに「家庭用常備薬」のご準備を

夜間の体調不良、急なケガなど「こんな時にあの薬があれば良かったのに…」と困らないためにも、家庭用常備薬を軒旋しています。家族構成や生活環境によって備える薬は異なります。少量で低価格なものも用意していますので、目的や想定するトラブルに応じた薬をご準備ください。



「育児雑誌」プレゼント

社員とその奥さま対象

初めての赤ちゃん誕生に

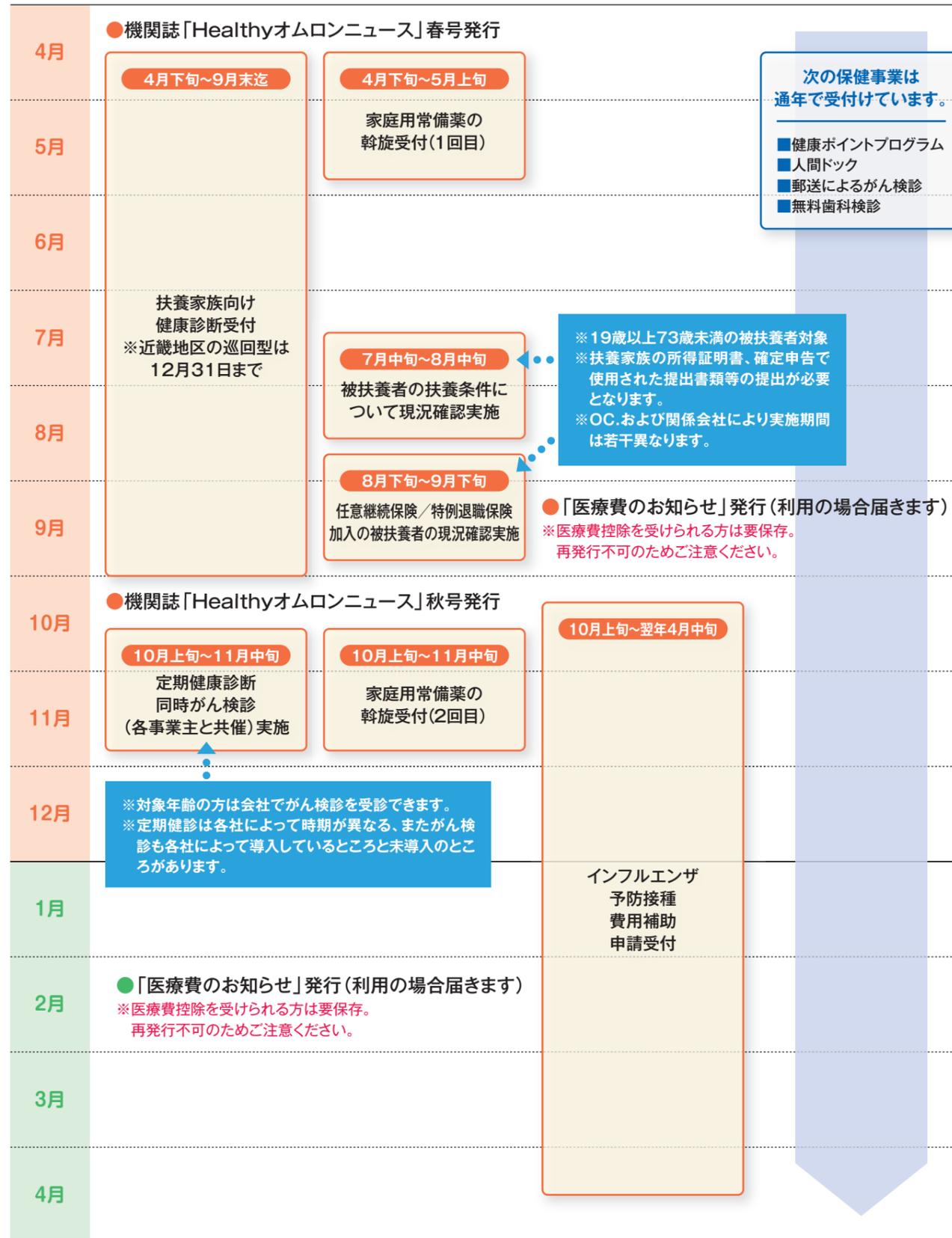
第1子ご誕生時、希望者に無料で育児雑誌『月刊 赤ちゃん和妈妈』を1年間、以降、季刊誌『1・2・3歳』を1年間(年4回)ご家庭にお届けしています。さらに、初回は『お医者さんにかかるまでに』『0才から6才までの子どもの事故予防』『やさしい離乳食』『お誕生号』の4冊を追加プレゼント。育児にお役立ていただいています。



健保の主な事業 年間予定表

内容や時期は年度により変更することがあります。詳細な日程はホームページでご確認ください。

オムロン健康保険組合



標準報酬・保険料表

- 特例退職： 月額280,000円
- 任意継続：月額上限410,000円

()内の数値は保険料率 単位:**/1,000

【2018年(平成30年)4月1日現在】

等級	標準報酬		報酬月額 (以上)～(未満)	健康保険料			介護保険料			合計保険料(健康+介護)		
	月額	日額		被保険者 (35.85)	事業主 (54.15)	計 (90.00)	被保険者 (8.00)	事業主 (8.00)	計 (16.00)	被保険者 (43.85)	事業主 (62.15)	計 (106.00)
1	58,000	1,930	～ 63,000	2,079	3,141	5,220	464	464	928	2,543	3,605	6,148
2	68,000	2,270	63,000～73,000	2,437	3,683	6,120	544	544	1,088	2,981	4,227	7,208
3	78,000	2,600	73,000～83,000	2,796	4,224	7,020	624	624	1,248	3,420	4,848	8,268
4	88,000	2,930	83,000～93,000	3,154	4,766	7,920	704	704	1,408	3,858	5,470	9,328
5	98,000	3,270	93,000～101,000	3,513	5,307	8,820	784	784	1,568	4,297	6,091	10,388
6	104,000	3,470	101,000～107,000	3,728	5,632	9,360	832	832	1,664	4,560	6,464	11,024
7	110,000	3,670	107,000～114,000	3,943	5,957	9,900	880	880	1,760	4,823	6,837	11,660
8	118,000	3,930	114,000～122,000	4,230	6,390	10,620	944	944	1,888	5,174	7,334	12,508
9	126,000	4,200	122,000～130,000	4,517	6,823	11,340	1,008	1,008	2,016	5,525	7,831	13,356
10	134,000	4,470	130,000～138,000	4,803	7,257	12,060	1,072	1,072	2,144	5,875	8,329	14,204
11	142,000	4,730	138,000～146,000	5,090	7,690	12,780	1,136	1,136	2,272	6,226	8,826	15,052
12	150,000	5,000	146,000～155,000	5,377	8,123	13,500	1,200	1,200	2,400	6,577	9,323	15,900
13	160,000	5,330	155,000～165,000	5,736	8,664	14,400	1,280	1,280	2,560	7,016	9,944	16,960
14	170,000	5,670	165,000～175,000	6,094	9,206	15,300	1,360	1,360	2,720	7,454	10,566	18,020
15	180,000	6,000	175,000～185,000	6,453	9,747	16,200	1,440	1,440	2,880	7,893	11,187	19,080
16	190,000	6,330	185,000～195,000	6,811	10,289	17,100	1,520	1,520	3,040	8,331	11,809	20,140
17	200,000	6,670	195,000～210,000	7,170	10,830	18,000	1,600	1,600	3,200	8,770	12,430	21,200
18	220,000	7,330	210,000～230,000	7,887	11,913	19,800	1,760	1,760	3,520	9,647	13,673	23,320
19	240,000	8,000	230,000～250,000	8,604	12,996	21,600	1,920	1,920	3,840	10,524	14,916	25,440
20	260,000	8,670	250,000～270,000	9,321	14,079	23,400	2,080	2,080	4,160	11,401	16,159	27,560
21	280,000	9,330	270,000～290,000	10,038	15,162	25,200	2,240	2,240	4,480	12,278	17,402	29,680
22	300,000	10,000	290,000～310,000	10,755	16,245	27,000	2,400	2,400	4,800	13,155	18,645	31,800
23	320,000	10,670	310,000～330,000	11,472	17,328	28,800	2,560	2,560	5,120	14,032	19,888	33,920
24	340,000	11,330	330,000～350,000	12,189	18,411	30,600	2,720	2,720	5,440	14,909	21,131	36,040
25	360,000	12,000	350,000～370,000	12,906	19,494	32,400	2,880	2,880	5,760	15,786	22,374	38,160
26	380,000	12,670	370,000～395,000	13,623	20,577	34,200	3,040	3,040	6,080	16,663	23,617	40,280
27	410,000	13,670	395,000～425,000	14,698	22,202	36,900	3,280	3,280	6,560	17,978	25,482	43,460
28	440,000	14,670	425,000～455,000	15,774	23,826	39,600	3,520	3,520	7,040	19,294	27,346	46,640
29	470,000	15,670	455,000～485,000	16,849	25,451	42,300	3,760	3,760	7,520	20,609	29,211	49,820
30	500,000	16,670	485,000～515,000	17,925	27,075	45,000	4,000	4,000	8,000	21,925	31,075	53,000
31	530,000	17,670	515,000～545,000	19,000	28,700	47,700	4,240	4,240	8,480	23,240	32,940	56,180
32	560,000	18,670	545,000～575,000	20,076	30,324	50,400	4,480	4,480	8,960	24,556	34,804	59,360
33	590,000	19,670	575,000～605,000	21,151	31,949	53,100	4,720	4,720	9,440	25,871	36,669	62,540
34	620,000	20,670	605,000～635,000	22,227	33,573	55,800	4,960	4,960	9,920	27,187	38,533	65,720
35	650,000	21,670	635,000～665,000	23,302	35,198	58,500	5,200	5,200	10,400	28,502	40,398	68,900
36	680,000	22,670	665,000～695,000	24,378	36,822	61,200	5,440	5,440	10,880	29,818	42,262	72,080
37	710,000	23,670	695,000～730,000	25,453	38,447	63,900	5,680	5,680	11,360	31,133	44,127	75,260
38	750,000	25,000	730,000～770,000	26,887	40,613	67,500	6,000	6,000	12,000	32,887	46,613	79,500
39	790,000	26,330	770,000～810,000	28,321	42,779	71,100	6,320	6,320	12,640	34,641	49,099	83,740
40	830,000	27,670	810,000～855,000	29,755	44,945	74,700	6,640	6,640	13,280	36,395	51,585	87,980
41	880,000	29,330	855,000～905,000	31,548	47,652	79,200	7,040	7,040	14,080	38,588	54,692	93,280
42	930,000	31,000	905,000～955,000	33,340	50,360	83,700	7,440	7,440	14,880	40,780	57,800	98,580
43	980,000	32,670	955,000～1,005,000	35,133	53,067	88,200	7,840	7,840	15,680	42,973	60,907	103,880
44	1,030,000	34,330	1,005,000～1,055,000	36,925	55,775	92,700	8,240	8,240	16,480	45,165	64,015	109,180
45	1,090,000	36,330	1,055,000～1,115,000	39,076	59,024	98,100	8,720	8,720	17,440	47,796	67,744	115,540
46	1,150,000	38,330	1,115,000～1,175,000	41,227	62,273	103,500	9,200	9,200	18,400	50,427	71,473	121,900
47	1,210,000	40,330	1,175,000～1,235,000	43,378	65,522	108,900	9,680	9,680	19,360	53,058	75,202	128,260
48	1,270,000	42,330	1,235,000～1,295,000	45,529	68,771	114,300	10,160	10,160	20,320	55,689	78,931	134,620
49	1,330,000	44,330	1,295,000～1,355,000	47,680	72,020	119,700	10,640	10,640	21,280	58,320	82,660	140,980
50	1,390,000	46,330	1,355,000～	49,831	75,269	125,100	11,120	11,120	22,240	60,951	86,389	147,340

※介護保険料については、40歳以上65歳未満の被保険者から徴収しています。
※2019年(平成31年)4月以降については、当健保ホームページでご確認ください。

健康保険はこんなときにお支払いします

給付の種類	法定給付(法律で決められた給付)	付加給付(オムロン健保独自の給付) ※資格喪失後(退職など)の方は対象外	手続き・申請書類																																				
① 療養の給付 / 家族療養費	被保険者が医療機関に保険証を提示して必要な医療を受けることができます。 一部負担金: 医療費の3割 (※給付割合は年齢などによって異なります)	⑮ 一部負担還元金 (被保険者) 診療報酬明細書1件ごとに窓口負担した医療費または、自己負担限度額から20,000円を控除した額(1,000円未満は不支給、100円未満は切捨て)を支給します。	手続き不要																																				
		⑯ 家族療養付加金 診療報酬明細書1件ごとに窓口負担した医療費または、自己負担限度額から20,000円を控除した額の7割(1,000円未満は不支給、100円未満は切捨て)を支給します。																																					
② 入院時食事療養費	入院時の食事については1食あたり460円(低所得者等210円以下)を自己負担し、残りの費用を健康保険組合から給付します。家族も被保険者と同様。(一部負担還元金、高額医療費の計算対象にはならない)																																						
③ 訪問看護療養費 / 家族訪問看護療養費	在宅の患者が訪問看護ステーションから派遣された看護師等から療養に伴う世話や看護を受けられます。 健康保険からの給付と自己負担は、①療養の給付と同じ。	①療養の給付/家族療養費の付加給付と同じ(⑮ ⑯)	手続き不要																																				
④ 高額療養費	医療機関窓口で支払った自己負担金額が以下の条件を超えた場合に健康保険組合から給付します。 a. 診療報酬明細書1件(医療機関ごとに1ヵ月単位で提出)ごとに自己負担金額が下記の自己負担限度額を超過した場合 b. 自己負担金額が21,000円以上の診療報酬明細書を同一世帯で合算した結果、下記の自己負担限度額を超過した場合 ■ 高額療養費の自己負担限度額 給付金は下表をもとに自動計算し、給付振込等に給付します。本人の手続きは不要です。	⑰ 合算高額療養費付加金 本人・家族それぞれの窓口負担した医療費が診療報酬明細書1件あたり21,000円以上あり、かつ高額療養費の世帯合算に該当する場合、 ■ 被保険者は世帯負担限度額から20,000円を控除した額 ■ 被扶養者は、20,000円を控除した額の7割の両方をたした額(1,000円未満は不支給、100円未満の端数は切り捨て)を支給します。	手続き不要 「限度額適用認定証」を依頼する方は事前申請が必要です。 詳細はP6、P17をご覧ください。																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">70歳未満の方</th> <th colspan="2">自己負担限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分ア</td> <td>標準報酬月額83万円以上</td> <td colspan="2">252,600円+(医療費総額-842,000円)×0.01</td> </tr> <tr> <td>区分イ</td> <td>標準報酬月額53万円~79万円</td> <td colspan="2">167,400円+(医療費総額-558,000円)×0.01</td> </tr> <tr> <td>区分ウ</td> <td>標準報酬月額28万円~50万円</td> <td colspan="2">80,100円+(医療費総額-267,000円)×0.01</td> </tr> <tr> <td>区分エ</td> <td>標準報酬月額26万円以下</td> <td colspan="2">57,600円</td> </tr> <tr> <td>区分オ</td> <td>市区町村民税非課税者</td> <td colspan="2">35,400円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>70歳~74歳の方</th> <th>外来(個人ごと)</th> <th>入院(世帯単位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一定以上所得者(標準報酬月額28万円以上)</td> <td>57,600円</td> <td>80,100円(医療費総額-267,000円)×0.01</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>14,000円</td> <td>57,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者II</td> <td></td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者I(一定以下)</td> <td>8,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年8月から改訂予定(最新情報は当健保ホームページより確認してください)</p> <p>c. 直近12ヵ月間に高額療養費の支給回数が同一世帯で4回以上に該当し、4回目から自己負担金額が下記金額を超過した場合(多数該当) 区分ア: 140,100円 (標準報酬月額83万円以上) 区分イ: 93,000円 (標準報酬月額53万円~79万円) 区分ウ/区分エ: 44,400円 (標準報酬月額50万円以下) 区分オ: 24,600円 (市区町村民税非課税者)</p>			70歳未満の方		自己負担限度額		区分ア	標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費総額-842,000円)×0.01		区分イ	標準報酬月額53万円~79万円	167,400円+(医療費総額-558,000円)×0.01		区分ウ	標準報酬月額28万円~50万円	80,100円+(医療費総額-267,000円)×0.01		区分エ	標準報酬月額26万円以下	57,600円		区分オ	市区町村民税非課税者	35,400円		70歳~74歳の方	外来(個人ごと)	入院(世帯単位)	一定以上所得者(標準報酬月額28万円以上)	57,600円	80,100円(医療費総額-267,000円)×0.01	一般	14,000円	57,600円	低所得者II		24,600円
70歳未満の方		自己負担限度額																																					
区分ア	標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費総額-842,000円)×0.01																																					
区分イ	標準報酬月額53万円~79万円	167,400円+(医療費総額-558,000円)×0.01																																					
区分ウ	標準報酬月額28万円~50万円	80,100円+(医療費総額-267,000円)×0.01																																					
区分エ	標準報酬月額26万円以下	57,600円																																					
区分オ	市区町村民税非課税者	35,400円																																					
70歳~74歳の方	外来(個人ごと)	入院(世帯単位)																																					
一定以上所得者(標準報酬月額28万円以上)	57,600円	80,100円(医療費総額-267,000円)×0.01																																					
一般	14,000円	57,600円																																					
低所得者II		24,600円																																					
低所得者I(一定以下)	8,000円	15,000円																																					
⑤ 特定療養費	基礎部分の医療費を特定療養費として健康保険から給付します。一部負担金は、①療養の給付/家族療養費と同じ。 特定承認保険医療機関(大学病院等)で高度先進医療を受診した技術料/特別室の室料等は、全額自己負担。		手続き不要																																				
⑥ 療養費 / 第二家族療養費	健康保険の基準額の7割(給付割合は年齢などによって異なります)を健康保険から給付します。 ■ コルセット等の治療用装具を装着した場合 ■ やむを得ず非保険医を受診した場合 ⚠ 外出時は、必ず「保険証」を携帯してください(特に、行楽や旅行、帰省など)。「保険証」を提示せずに医療機関を受診した場合は、原則、全額自己負担であり、健康保険分を給付できない場合があります。	①療養の給付/家族療養費の付加給付と同じ(⑮ ⑯)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「療養費支給申請書」 ● 領収書 ● 診療報酬明細書(やむを得ず非保険医を受診した場合のみ) ● 医師の意見書(装具装着時のみ) 																																				
⑦ 移送費	病気やケガで移動が困難な患者が、医師の指示で一時的かつ緊急時必要があり移送された場合に給付します。		<ul style="list-style-type: none"> ● 「移送費支給申請書」 ● 費用の領収書 ● 医師の意見書 																																				
⑧ 高額介護合算療養費	8月1日~翌年7月31日の1年間にかかった、同一世帯の高額医療費と介護費用の自己負担額の合算額が、著しく高額になる場合に給付します。	※詳細は、当健保にお問合せください。																																					
出産した場合	⑨ 出産育児一時金 / 家族出産育児一時金	妊娠4ヵ月以上で分娩(死産含む)した場合に給付します。 【対象】 出産した被保険者および被扶養者 1児につき420,000円 (在胎週数22週目に達していない出産、および、産科医療保障制度未加入の場合は、404,000円)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「出産育児一時金・出産育児付加金支給請求書」もしくは、「出産育児一時金等 内払金支払依頼書」 ● 医師の証明 ● 医療機関等から交付される「直接支払制度利用の合意文書」の写し ● 出産費用の領収書/明細書の写し 																																				
	⑩ 出産手当金	被保険者本人が出産する際に、産前産後に会社を休んで報酬等がなかったり、出産手当金より報酬等が少ない場合に給付します。 【対象】 出産した被保険者本人 【対象期間】 産前: 出産予定日前42日、多胎妊娠の場合は98日前(出産が遅れた場合、遅れた期間も含む)(出産日は産前に含む) / 産後: 56日 1日につき標準報酬日額の2/3、または報酬等との差額を支給	1児につき以下の金額を支給します。 ■ 被保険者が出産: 12,000円 ■ 被扶養者が出産: 8,000円	<ul style="list-style-type: none"> ● 「出産手当金・手当付加金請求書」 ● 医師の証明 ● 事業主証明 																																			
長期療養した場合	⑪ 傷病手当金	療養のために会社を4日以上休んで報酬等がなかったり、傷病手当金より報酬等が少ない場合に給付します。 【対象】 被保険者本人 【対象期間】 支給開始日より1年6ヵ月 1日につき標準報酬日額の2/3、または報酬等との差額を支給	傷病手当金が支給される場合、1日につき標準報酬日額の25/100を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「傷病手当金・付加金請求書」 ● 医師の証明 ● 事業主証明 																																			
	⑫ 延長傷病手当金付加金	給付されません(付加給付のみ支給)。	法定給付期間を過ぎてその後さらに療養の状況が続いた場合に支給します。 【対象】 法定分の傷病手当金を受給した被保険者本人 【対象期間】 法定分の傷病手当金給付期間終了後さらに1年6ヵ月1日につき標準報酬日額の40/100、または報酬等との差額を支給	<ul style="list-style-type: none"> ● 「延長傷病手当金付加金請求書」 ● 医師の証明 ● 事業主証明 																																			
死亡した場合	⑬ 埋葬料/家族埋葬料	被保険者、被扶養者が死亡した場合、給付します。 【対象】 死亡した被保険者と被扶養者: 50,000円	被保険者、被扶養者が死亡した場合、支給します。 ■ 被保険者: 50,000円 ■ 被扶養者: 40,000円	<ul style="list-style-type: none"> ● 「埋葬料(費)請求書」 ● 死亡診断書または埋(火)葬証明書 																																			
	⑭ 埋葬費	被保険者が死亡し、家族ではなく友人/会社などが埋葬を行った場合、給付します。詳細(法定給付・付加給付)は、当健保	にお問合せください。請求時には、「埋葬料/家族埋葬料」の手続き書類に加えて埋葬にかかった費用の領収書も必要となります。																																				

